

いきいきプラン 長寿白馬21

白馬村高齢者福祉計画

平成24年3月



は じ め に



少子高齢化や核家族化の進行に伴い、わが国の高齢化は世界に類を見ない速さで進行しており、本村においての高齢化率も、前回計画となる平成20年10月の22.4%から平成23年10月の24.0%と1.6%増加し、平成26年には27.0%に達すると見込まれ、今後においても高齢者人口が増加し高齢化社会が進むことが想定されます。

このような状況の中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活が送れることや、介護が必要になったときでも安心して暮らすことができる社会を構築することは重要な課題であり、核家族化に伴い増加傾向の「高齢者単独世帯」や「認知症高齢者」への対応は急務であります。

この度、これまでの取り組みを踏まえ平成24年度から平成26年度までを計画期間とする新たな「白馬村高齢者福祉計画」を策定いたしました。

今回策定した「白馬村高齢者福祉計画 いきいきプラン長寿白馬21」では、「高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らすことができるむらづくり」を基本理念として、「住み慣れた地域で元気に暮らせる地域ケア体制」、「高齢者の虐待防止と認知症高齢者の支援」、「健康で生きがいを持って暮らせる仕組み」、「介護保険制度の適切な運営」の4つを基本目標とし、高齢者が自立した生活が送れる地域づくりを目指すものです。

今後は、この計画に基づき保健福祉施策及び介護保険事業施策を総合的に推進することとなりますが、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、元気な高齢者の方も含め地域住民の見守りなど地域の力が重要です。

このように村民の皆様をはじめ、関係団体、サービス事業者等の多くの方々との協働・連携が必要となりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました白馬村社会福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、村民の皆様や関係各位に心からお礼申し上げます。

平成24年3月

白馬村長 太 田 紘 昭

「いきいきプラン 長寿白馬21」

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	計画の策定体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第2章 高齢者の現状と将来の見通し

1	高齢者人口と要介護認定者数の推移及び推計・・・・・・・・	3
2	介護サービスの利用状況・・・・・・・・	6

第3章 計画の基本理念・目標

1	基本理念・目標・・・・・・・・	7
2	計画の体系・・・・・・・・	7

第4章 住み慣れた地域で元気に暮らせる地域ケア体制

1	地域支援事業・・・・・・・・	8
2	高齢者福祉事業・・・・・・・・	10

第5章 高齢者の虐待防止と認知症高齢者の支援

1	高齢者虐待防止の取り組み・・・・・・・・	14
2	認知症高齢者・介護者支援・・・・・・・・	14

第6章 健康で生きがいを持って暮らせる仕組み

1	健康づくりの推進・・・・・・・・	15
2	生きがいづくりの推進・・・・・・・・	15

第7章 介護保険制度の適切な運営

1	介護保険事業・・・・・・・・	17
2	基盤整備の進め方・・・・・・・・	18
3	介護保険サービスの見込量と目標・・・・・・・・	19

資料編

- 計画策定の主な経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 白馬村社会福祉推進委員会・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 白馬村社会福祉推進委員会答申・・・・・・・・・・ 2 4

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が一段と進行するなか、団塊の世代が高齢期を迎え始めました。白馬村においても高齢者人口及び高齢化率は年々伸び続け、高齢者のみ世帯や要介護認定者あるいは認知症高齢者の増加予測を踏まえ、高齢者に対する施策の推進が重要な課題となっています。

介護保険制度は、高齢化社会の進行に伴い、本人や家族が抱える老後の介護に対する不安と負担を、社会全体で支え合う制度としてスタートしましたが、高齢者が可能な限り、自分の家で尊厳ある自立した生活を営むことができるよう、また、家族と住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、高齢者に対する介護予防や生活支援等の取り組みが必要です。

また、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして、地域社会における様々な分野での活躍が期待されます。そのためには、生きがいを持ち、心と体の健康を保持し、安心して暮らせる社会づくりを進める必要があります。

今回策定する「白馬村高齢者福祉計画」は、平成21年度から平成23年度までの計画を推進しつつ、高齢者福祉のさらなる充実と介護保険事業の安定的運営を図るため、また、取り巻く社会状況や課題を踏まえて、平成24年度から平成26年度を計画期間とし目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組む施策について明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険対象となるサービスと介護保険対象外の福祉サービスが総合的、一体的に提供されるための計画として、計画期間内における介護保険対象サービス及び介護保険対象外サービスの必要量や供給量の見込みと確保など、高齢者の福祉施策やその目標を明らかにするものです。

大北地域の介護保険は、介護保険財政の安定化と事務処理の効率化を図るには、広域的に運営することが有効であることから、北アルプス広域連合においてその運営を行っています。

北アルプス広域連合が策定する第5期介護保険事業計画と整合性を図り、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定します。

また、「白馬村第4次総合計画（後期計画）」及び「長野県老人福祉計画・第5期長野県介護保険事業支援計画」との整合性を図って策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3年間を期間とします。

4 日常生活圏域の設定

北アルプス広域連合第5期介護保険事業計画において、日常生活圏域を構成市町村単位としているため、本計画においても、白馬村全域を日常生活圏域とします。

5 計画の策定体制と経過

計画の策定にあたっては、住民の意思を反映するため、住民代表、学識経験者、福祉・医療関係者、被保険者代表等からなる「白馬村社会福祉推進委員会」を設置し、審議しました。

また、高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用状況などを把握するために、北アルプス広域連合及び構成市町村による「高齢者等実態調査」を実施するとともに、村民のご意見を計画に反映させるために、パブリックコメント（意見募集制度）を実施しましたが、意見等はありませんでした。

第2章 高齢者の現状と将来の見通し

1 高齢者人口と要介護認定者数の推移及び推計

(1) 総人口と高齢者人口の推移及び推計

本村の人口は、近年の観光産業低迷の影響から、白馬村第4次総合計画の中間年次（平成22年度）における住民基本台帳人口は、9,117人と目標値とする9,200人となり、ほぼ想定通りですが若干下回りました。その一方で、核家族化の進行に伴う高齢者世帯や一人高齢者世帯については、直近となる平成22年10月1日現在と平成23年10月1日現在で比較すると、高齢者世帯^{※1}は1,489世帯から1,511世帯で22世帯の増加となり、一人高齢者世帯^{※2}は362世帯から390世帯と28世帯の増加となりました。

高齢者数は、平成22年の国勢調査人口では、2,156人の23.4%となっており、前回計画時の高齢者人口推計となる、2,119人の23.6%と比較すると、ほぼ横ばいと言う結果ですが、今後も高齢者人口は推計値や人口分布が示す団塊の世代が高齢者となることなどにより、高齢者の増加と高齢化率の上昇が見込まれます。

さらに、本村産業の特徴である観光産業の低迷により生産年齢人口の村外流出も懸念され、推計数値以上に高齢化が進むことも懸念されます。

※^{1,2}の数値は、住民基本台帳上の世帯数を示しています。

総人口と高齢者人口の推移

(単位：人)

	総人口	65～74歳	75歳以上	高齢者人口	高齢化率
平成2年	8,356	759	474	1,233	14.8%
平成7年	8,906	896	587	1,483	16.7%
平成12年	9,492	961	803	1,764	18.6%
平成17年	9,500	991	1,040	2,031	21.4%
平成22年	9,205	1,019	1,137	2,156	23.4%
平成23年	9,201	1,032	1,137	2,169	23.6%

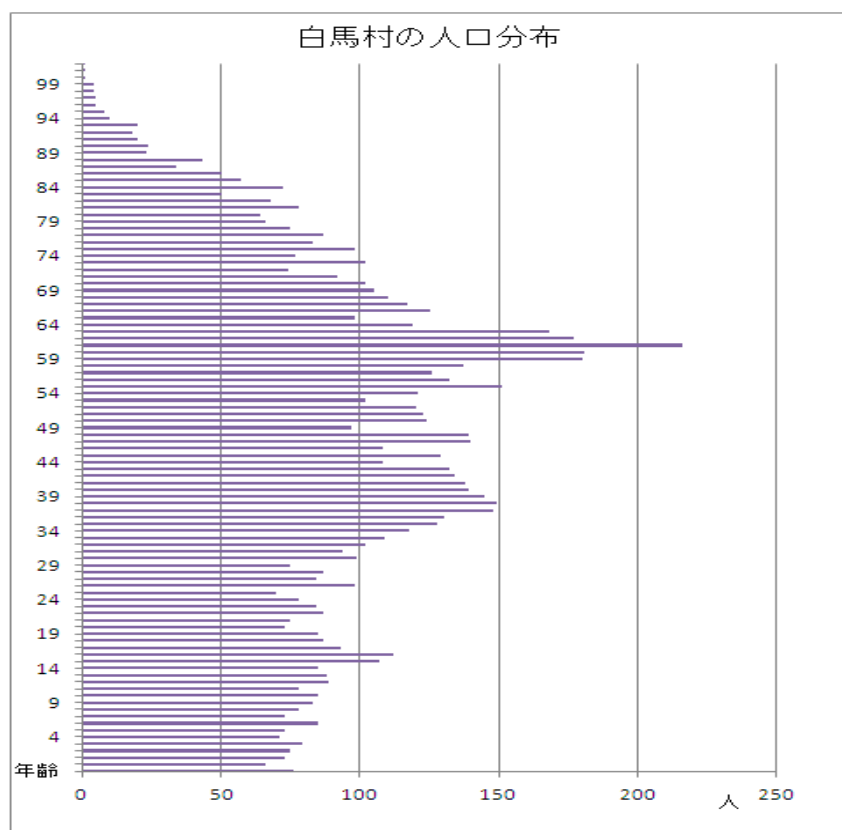
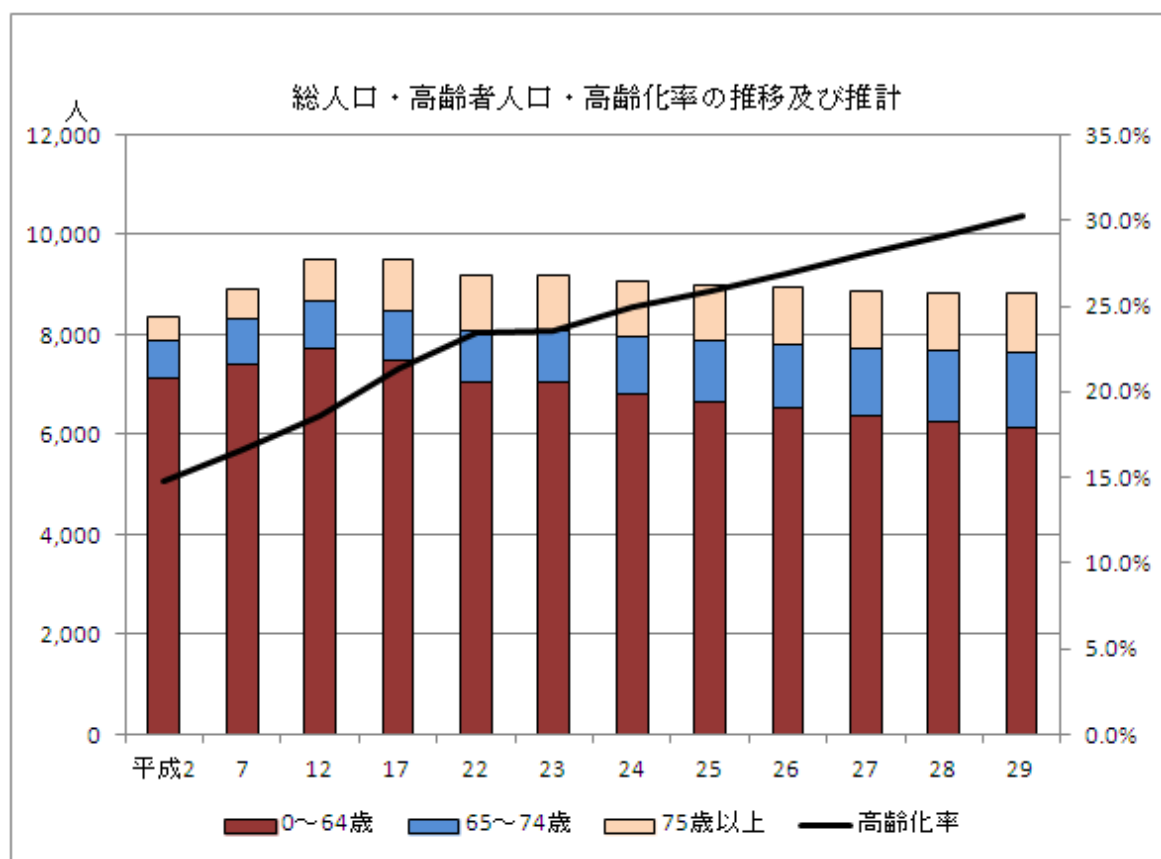
(平成2年～平成22年は国勢調査、平成23年10月1日現在住民基本台帳人口)

総人口と高齢者人口の推計

(単位：人)

	総人口	65～74歳	75歳以上	高齢者人口	高齢化率
平成24年	9,079	1,135	1,125	2,260	24.9%
平成25年	8,998	1,195	1,136	2,331	25.9%
平成26年	8,935	1,260	1,148	2,408	27.0%
平成27年	8,885	1,331	1,160	2,491	28.0%
平成28年	8,845	1,405	1,173	2,578	29.1%
平成29年	8,820	1,485	1,187	2,672	30.3%

(北アルプス広域連合資料より白馬村分を抜粋)



(平成 24 年 1 月 1 日住民基本台帳人口)

(2) 要介護認定者数の推移及び推計

要介護認定者数は高齢者人口の増加に伴い徐々に増加しております。今後も高齢化の進行にともない要介護認定者数は年々増加するものと推測されます。

要介護認定者数の推移

(単位：人)

	被保険者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
平成19年度	5,406	42	47	59	41	41	35	41	306
平成20年度	5,428	45	44	58	51	43	43	38	322
平成21年度	5,510	41	27	63	50	41	49	42	313
平成22年度	5,567	40	34	59	57	47	43	48	328
平成23年度	5,589	40	33	63	62	49	36	48	331

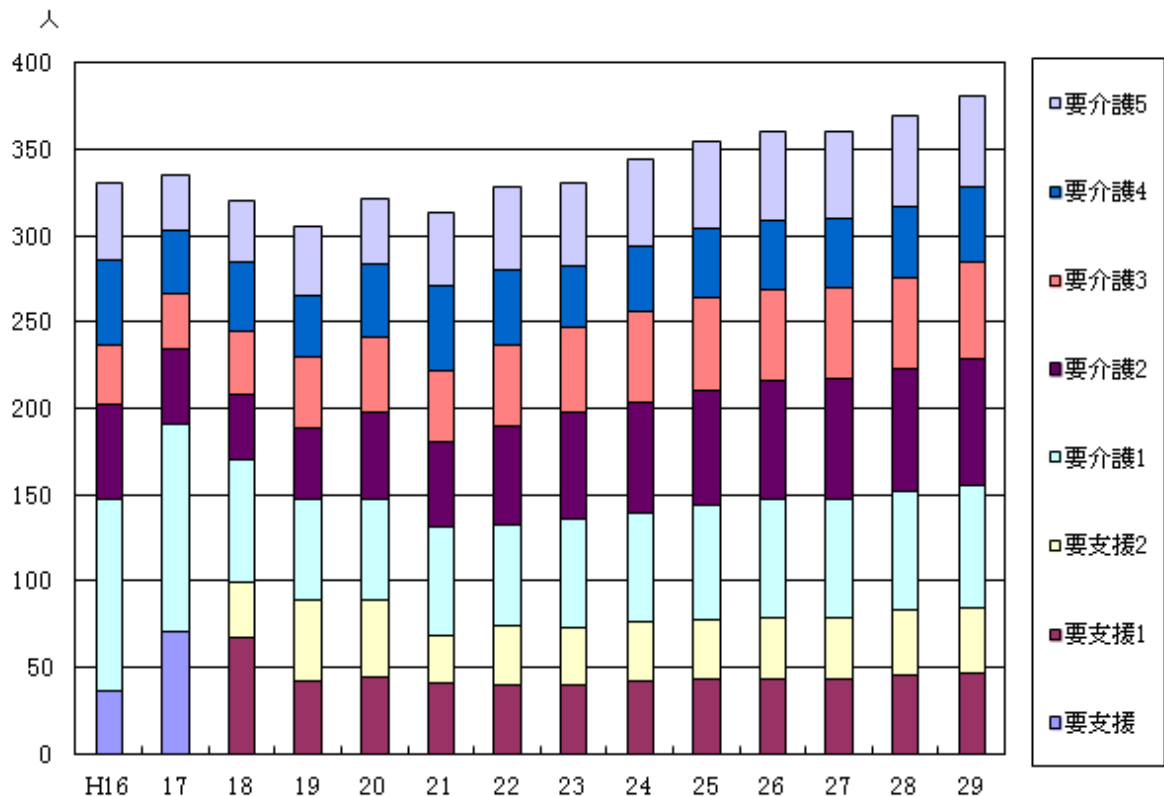
(北アルプス広域連合資料より白馬村分を抜粋)

要介護認定者の推計

	被保険者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
平成24年度	5,616	42	34	64	64	52	38	50	344
平成25年度	5,649	43	35	66	67	53	40	51	355
平成26年度	5,692	43	36	68	69	53	40	51	360
平成27年度	5,744	43	36	68	70	53	40	51	361
平成28年度	5,801	46	37	69	71	53	41	53	370
平成29年度	5,867	47	38	71	73	56	43	53	381

(北アルプス広域連合資料より白馬村分を抜粋)

要介護認定者数の推移と推計

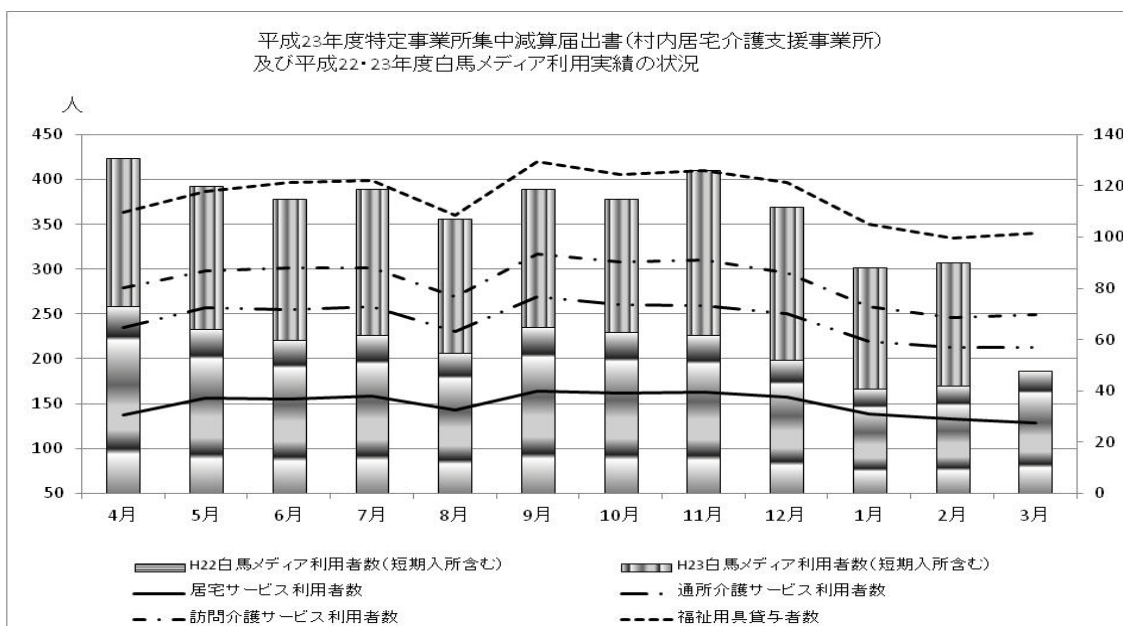


2 介護サービスの利用状況

高齢者等実態調査では必要なサービスを十分利用していると 72.7%の方が回答しています。サービスについては、訪問看護ステーションや小規模通所施設の減少やケアマネジャーが不足しているのが現状です。今後も利用はますます増えるものと思われます。また、本村の特徴・傾向として夏季・冬季の老人保健施設の利用が増加するため、この期間の居宅サービスの減少について検討していく必要があります。

サービス種類	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	増減率 21-22
訪問介護	回／年	10,979	13,089	19.22
訪問入浴介護	回／年	618	647	4.69
訪問看護	回／年	1,786	1,549	△ 13.27
訪問リハビリテーション	回／年	1,567	1,622	3.51
通所介護	回／年	8,424	8,613	2.24
通所リハビリテーション	回／年	3,583	3,593	0.28
短期入所生活介護	回／年	2,011	2,227	10.74
短期入所療養介護	回／年	1,420	1,268	△ 10.70
特定施設入所者生活介護	回／年	353	365	3.40
福祉用具貸与	回／年	121,314	145,303	19.77
特別養護老人ホーム	回／年	7,770	7,834	0.82
介護老人保健施設	回／年	16,097	15,177	△ 5.72
介護療養型医療施設	回／年	1,297	1,596	23.05
認知症対応型通所介護	回／年	0	0	-
認知症対応型共同生活介護	回／年	1,549	2,239	44.54
小規模多機能型居宅介護	回／年	0	0	-
居宅療養管理指導	回／年	247	257	4.05
居宅介護支援	回／年	2,540	2,669	5.08

(北アルプス広域連合資料より白馬村分を抜粋)



第3章 計画の基本理念・目標

1 基本理念・目標

高齢者一人ひとりが可能な限り、住み慣れた地域で、尊厳ある自立した生活を営むことができるよう、地域全体で住民同士が支え合い、住民と行政の協働による地域福祉の村づくりを進めます。

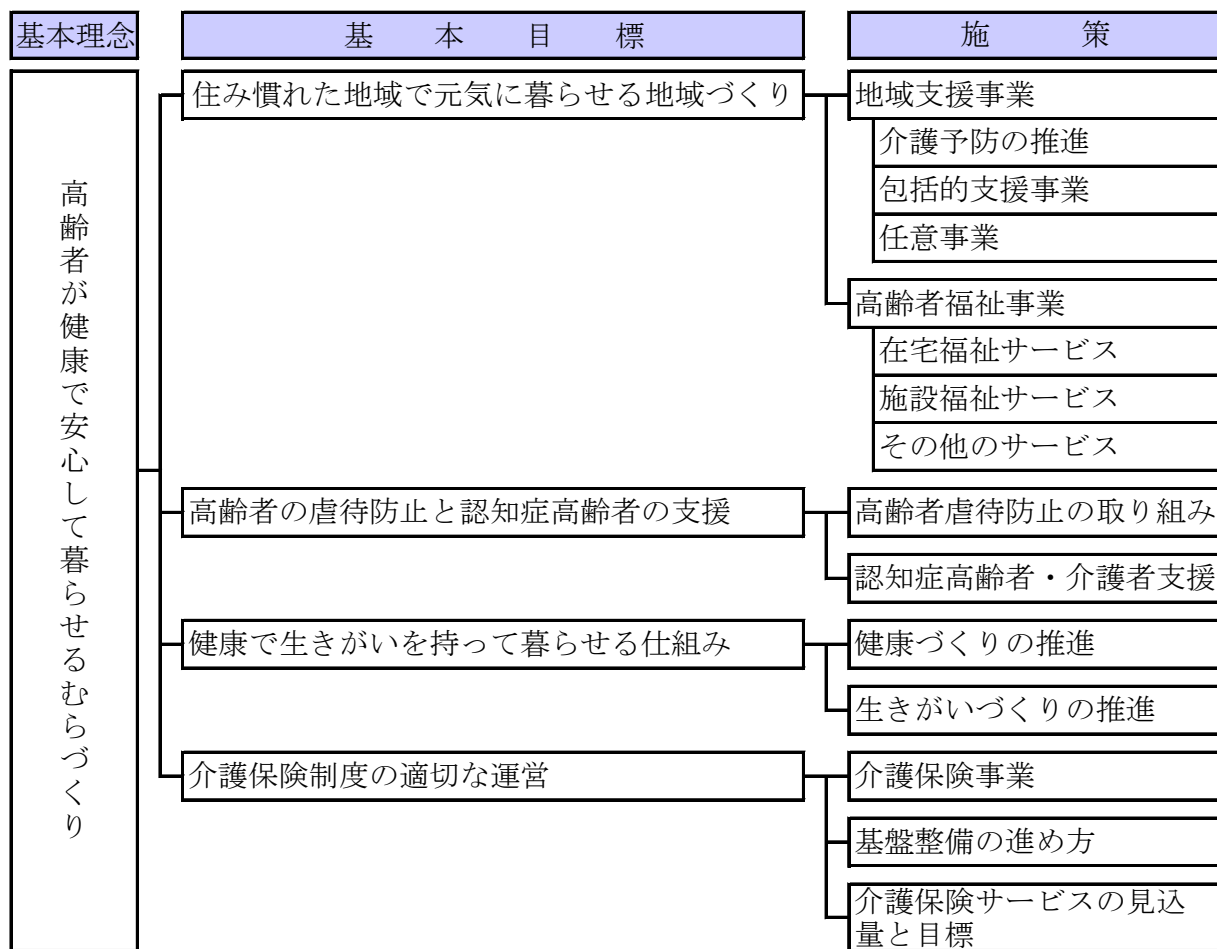
基本理念

高齢者が健康で安心して暮らせるむらづくり

基本目標

- ◆ 住み慣れた地域で元気に暮らせる地域づくり
- ◆ 高齢者の虐待防止と認知症高齢者の支援
- ◆ 健康で生きがいを持って暮らせる仕組み
- ◆ 介護保険制度の適切な運営

2 計画の体系



第4章 住み慣れた地域で元気に暮らせる地域づくり

1 地域支援事業※

【現状と課題】

健康な生活を長く続け、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むためには、要介護・要支援状態になることをできる限り防ぐ必要があります。そのためには、介護予防事業の対象となる二次予防対象者の把握、通所または訪問により要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、悪化防止、閉じこもりがちな状態からの脱却を図るとともに、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に関する知識を習得してもらうことが必要です。

地域で生活していくための保健福祉の総合的な窓口として、白馬村地域包括支援センターが設置され、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの包括的支援事業を実施しています。心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、地域包括支援センターの知名度を高め、地域住民からの相談体制を確立し、一層の介護予防に努める必要があります。

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者や経済的虐待などにより生活が困難な高齢者に対して、地域で自立した日常生活を営むための支援が必要となります。

※ 地域支援事業とは、介護保険法第 115 条の 38 において「被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する」と定められていることです。

【施策の展開】

(1) 介護予防の推進

・二次予防事業対象者施策

① 二次予防対象者把握事業

要支援・要介護と判定されていない高齢者のうち、要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者（二次予防事業対象者）の把握に努めます。

ア. 基本チェックリストの実施

イ. 本人、家族からの相談

ウ. 関係機関からの情報提供

エ. 高齢者の実態把握訪問

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者を対象者として、運動機能が維持向上するような運動器の機能向上プログラム等を実施します。

ア. まめった講座

運動機能が向上するようトレーニングマシンを使った運動や集団体操を実施します。

③ 訪問型介護予防事業

通所介護へ参加できないうつ症状等を呈している二次予防高齢者を対象に、保健

師等が定期的に自宅を訪問し、生活機能全般を把握しながら支援します。

④ 生活支援サービス

要支援・要介護と判定されていない高齢者に対して生活支援を行います。

・一次予防事業対象者施策

① 介護予防普及啓発・教育事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、相談会や研修会の開催をします。

ア. 高齢者健康教室

毎年、運動指導士による運動と健康に関するテーマを決めて、保健師等が地域の公民館等で指導します。

イ. よりえ〜プラザ

閉じこもりがちな高齢者を対象に運動やレクリエーション等を通所により実施します。

② 地域介護予防活動事業

介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。

ア. いきいきサロン・健茶会

地域の健康づくりに取り組む自主グループの活動に対して、助成を行います。

イ. 高齢者への栄養に関する指導

食生活改善推進員による高齢者の料理教室等を実施します。

ウ. 高齢者の参加するグループ

趣味の教室、ボランティア活動などの生きがいを支援します。

【数値目標】

事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度
二次予防対象者把握事業		200 人	200 人	200 人
通所型介護予防事業	まめった講座	40 回	40 回	40 回
		延べ500 人	延べ500 人	延べ500 人
介護予防普及啓発事業	高齢者健康教室	25 回	25 回	25 回
		延べ250 人	延べ250 人	延べ250 人
	よりえ〜プラザ	延べ900 人	延べ1000 人	延べ1000 人
地域介護予防活動事業	いきいきサロン	延べ4,500 人	延べ4,800 人	延べ5,000 人

(2) 包括的支援事業

白馬村地域包括支援センターでは、高齢者やその家族の介護、介護予防及び権利擁護等の総合相談支援を行うとともに、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防対象者が要支援・要介護状態となることを防止するために、介護予防事業等を適切に利用して生活機能の維持向上が図れるよう必要な支援を行います。また、要支

援 1， 2 の認定者に対して心身状態の維持・改善、自立支援を目指してケアプランを作成します。また、介護以外にも、健康・福祉・医療や生活に関する、あらゆる相談に対応し適切なサービスや様々な機関と制度の利用に繋がります。

② 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活が継続できるように、高齢者の心身状況や生活実態等を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスの利用へつなげる支援を実施します。

③ 権利擁護

高齢者の権利が守られるよう、成年後見制度・日常生活自立支援事業の専門的な相談や高齢者の虐待防止・消費者被害の防止に向けた取り組みなど、高齢者が地域で安心して生活ができるよう専門的・継続的な相談・支援及び権利擁護の啓発を図ります。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が、より暮らしやすい地域づくりのため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアなどの関係者とのネットワークづくりを行います。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう相談や支援を行います。

- ア．事業所連絡会の開催
- イ．地域ケア会議の開催
- ウ．ケアマネジャー会議の開催

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域において安心して生活を継続できるように支援する事業です。

① おむつ用品等購入助成

要介護度 4・5 の方を在宅で介護している、住民税非課税世帯を対象におむつ用品等の購入助成を行います。

② 安心コール事業

65 歳以上の独居老人を対象に希望により、週 1 回～2 回電話による安否確認と健康・生活状態を確認し、孤独感の解消を図ります。

2 高齢者福祉事業

【現状と課題】

住み慣れた地域や家庭での生活の継続は誰もが希望することであり、高齢者が健康でいきいきと安心・安全な生活がおくれるよう、地域社会全体で高齢者を支え合い、自立を支援することが必要です。

今後も一人暮らし高齢者をはじめとする高齢者のみ世帯の増加が予想されている中ではありますが、介護への不安や家族の負担などを考慮すると施設への入所を選択せざるを得ない状況です。

家族や友人がいる住み慣れた地域で、これまでと変わらぬ生活をおくることが出来るよう地域の仕組みとして「地域包括ケアの実現」を目指す必要があります。

そのためには、白馬村住民福祉課及び白馬村地域包括支援センターが中心となり、関係す

る保健・医療・福祉機関とのなお一層の緊密な連携を図り、利用者ニーズに応じた包括的なサービス提供が求められています。

【施策の展開】

- 相談者のニーズや状態の変化に応じたサービスを提供できるよう地域における関係機関の連携づくりによる「地域包括ケアの実現」に向けて推進します。
- 増加し続ける一人暮らしや高齢者のみ世帯等に対してケアマネジャーや介護保険事業者、地区組織等と連携し、見守り体制の強化に努めます。
- 災害時に支援が必要な高齢者は、日常においても支援が必要なことが多く、要援護者の把握及び要援護者台帳の整備を含め、日頃からの見守りや支援体制を整えます。
- 安心して暮らすことができる地域づくりを目指すため、住民主体による高齢者の見守り、声かけ及び地域の助け合いへの住民参加を進めます。

【具体的な施策】

(1) 在宅福祉サービス

① 生活管理指導員派遣事業

簡易な日常生活に関する支援・指導により自立した生活が営まれるよう支援します。

② 軽度生活援助事業

ボランティア等の援助者による軽易な日常生活の援助により、自立した生活が営まれるよう支援します。

③ 生活管理指導短期宿泊事業

養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図ります。

④ 配食サービス事業

食事の調理が困難な高齢者に、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行います。また、個々のニーズに応えるため、民間サービス事業者との連携を図ります。

⑤ 緊急通報装置貸与事業

急病等の緊急時に、ボタンを押すと通報できる装置を貸与し、一人暮らし高齢者の生活を支援します。

⑥ 訪問理美容サービス助成事業

寝たきりで外出が困難な高齢者に対して、訪問して理美容のサービスを行い、理美容料金の一部を助成します。

⑦ 安心コール事業

安定的な電話により安否確認と健康・生活状態を確認します。

⑧ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者の住宅環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるよう支援するとともに、家庭介護者の負担軽減を図るため、居室等の住宅改良に対し、予算の範囲内で助成します。

【数値目標】

事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活管理指導員派遣事業	1人	1人	2人
軽度生活援助事業	1人	1人	1人
生活管理指導短期宿泊事業	1人	2人	2人
配食サービス事業	17人	18人	18人
	3,200食	3,200食	3,200食
緊急通報装置貸与事業	35人	38人	38人
訪問理美容サービス助成事業	5人	6人	6人
安心コール事業（登録）	14人	16人	16人
高齢者にやさしい住宅改修促進事業	2件	2件	2件

（２）施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が難しい高齢者に対し、村の措置により生活を支援します。管内では「鹿島荘」があります。

② 村内の高齢者社会福祉施設

広域的な利用であり、北アルプス広域連合の定める第５期介護保険事業計画に基づき展開します。

また、広域圏域の北部に位置することから、施設利用者の物理的要因に伴う事業者の経営の安定化に向けて関係機関が協力するとともに地域の事業者の育成を支援します。

施設の種類		施設名
介護保険施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム白嶺
	介護老人保健施設	白馬メディア
	介護療養型医療施設	神城醫院
介護保険の地域密着型サービス施設	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	かたくりの郷

③ 通所介護施設

村内には現在２箇所ありますが、高齢者が家族や近隣住民とともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう家庭的な雰囲気のもと、利用者の個々のニーズに応じて、きめ細やかなサービスが提供できる施設として期待されることから、施設の整備が必要となっております。

（３）その他のサービス

① 乗合タクシー事業

高齢者の買い物・通院などの際には、電話予約により自宅（玄関）から指定場所まで迎えに行くなど、希望する目的地まで送ります。

② 温泉施設利用高齢者等助成事業

高齢者の健康増進を図るため、温泉施設利用料を助成します。

③ 白馬村福祉輸送サービス事業

白馬村福祉輸送サービス事業実施要綱に規定する福祉有償運送については、白馬村福祉有償運送運営協議会で合意され、国へ登録している白馬村社会福祉協議会が、運行規約に基づき運行しています。

第5章 高齢者の虐待防止と認知症高齢者の支援

1 高齢者虐待防止の取り組み

【現状と課題】

家庭における介護者や要介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、村や地域包括支援センターへ通報しなければなりません。虐待を未然に防止するための啓発や通報を受けた場合の支援が必要となります。

【施策の展開】

- 高齢者虐待を未然に防止するための啓発を推進するとともに、虐待を発見した際の通報や窓口を周知します。
- 地域包括支援センターや介護支援専門員、福祉施設や医療機関、民生児童委員と連携し、相談、早期発見、見守りを強化します。
- 高齢者虐待防止ネットワークを構築します。

2 認知症高齢者・介護者支援

【現状と課題】

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、その家族も安心して日常生活を送ることができる地域社会を築くためには、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。

家族だけで抱え込んでしまうことの無いよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者についても精神的なストレスの軽減を図る取り組みが必要不可欠です。

さらに、ひとり暮らしや親族のいない認知症高齢者については、本人の権利が十分に擁護されるよう、成年後見制度を有効に活用することが重要です。

【施策の展開】

- 介護に携わっている家族や地域住民一人ひとりが、認知症を正しく理解するための研修会等を開催して認知症に対する普及・啓発を推進するとともに、地域全体で見守り支え合える地域での居場所づくりを目指します。
- 認知症に関して地域包括支援センターを中心に相談窓口の充実を図ります。
- 認知症高齢者及び介護者の負担軽減を図るため、介護サービスの充実を図るとともに、介護者の家族同士がお互いの悩みなどを話し合える場として、引き続き「介護者のつどい」を開催します。
- ひとり暮らしや親族のいない認知症高齢者については、本人の権利が十分に擁護されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を普及・啓発し、制度が有効に活用できるよう支援します。

第6章 健康で生きがいを持って暮らせる仕組み

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

心身ともに健康で、いきいきとした生活を送ることは、だれもが望む高齢期の姿です。しかし、年齢を重ねるとともに身体機能の衰えは、誰にも避けることはできません。

国で示す「健康日本21」および「健やか親子21」を踏まえ、白馬村独自の健康課題に即した健康づくりや疾病予防を推進し、子どもから大人まで住民一人ひとりが取り組む保健予防活動を推進するための「白馬村健康増進計画」が平成21年3月に策定され、「白馬村高齢者福祉計画」の保健分野についても計画の一環として位置づけられました。

このように高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、健康や疾病と食に関する知識の普及と相談体制の充実により異常の早期発見に努め、生活習慣病の予防・改善に向けた健康づくりや介護予防事業の適切・効果的な推進が必要です。

村では、地域の特徴を踏まえ、健康・教育・生産から消費まで多面的に求められる「食育」について、白馬らしさを生かしながら推進していくため白馬村食育推進計画を策定しています。

【施策の展開】

- 高齢者がいつまでも元気で生活していくための健康の維持・増進を図るため、「白馬村健康増進計画」に基づき推進します。
- 介護予防事業による結果について一定の期間の割合で調査し評価します。

2 生きがいづくりの推進

【現状と課題】

今後の超高齢社会を迎えるにあたり、地域における介護予防活動の推進が重要な施策の一つと考えられており、元気な高齢者が地域の高齢者を支える仕組みを推進していくことが、高齢者の「生きがいづくり」に大きな意義を持っています。

このような中で、近所付き合いが希薄になりつつある社会状況下において、特に高齢者世帯の孤独化が課題となっています。高齢者が地域と関わり、生きがいを持って暮らしていくことが大切であり、多様な活動の機会の提供や仲間づくりなどの支援をする必要があります。また、生きがいを持ち生活することが、閉じこもり防止や認知症予防にも大きな役割を果たすものと考えられます。

【施策の展開】

- 高齢者の健康の増進と地域リーダーの養成やその活動のきっかけづくりを目的として、多種多様なニーズに対応するなど、参加しやすい環境づくりに努めていきます。
- 地域産業の特異性により、高齢者との関わりが希薄となる中、好きな者同士活動し、話し相手、相談などの拠点となる居場所づくりを推進します。

【具体的な施策】

（１）高齢祝賀事業

多年にわたり今日の白馬村の発展に寄与してきた高齢者への敬意と長寿を祝し、敬老会の開催と100歳以上の高齢者に対し祝い金の贈呈を行います。

（２）温泉施設利用高齢者等助成事業

高齢者の健康増進を図るため、温泉施設利用料を助成します。温泉入浴を目的に外出するなど外出機会を増やすことで、介護予防につなげ在宅福祉の充実を図ります。

（３）老人クラブ

地域での高齢者の社会参加や社会奉仕等の活動を行っている白馬村老人クラブ連合会は、高齢者の親睦と交流、高齢者同士が助け合い励ましあって暮らす活力の場となっています。地区老人クラブ及び連合会の社会奉仕活動、健康づくり等に対する助成を継続していきます。また、多くの高齢者が参加し、充実した活動が行えるよう今後も支援していきます。

（４）公民館活動

白馬村公民館では、生涯学習のひとつとして、高齢者に限らずどなたでも参加できる講座として平成19年に白馬シニア塾という名称でスタートし、現在では、「続・はくば塾」と名称を変更して開催しています。

「続・はくば塾」は、生涯学習の公開講座ですのでどなたでも受講ができます。

白馬村の歴史や文化を再発見するとともに、高齢者にとっては世代間交流を図る場ともなっていることから、引き続き講座を開催します。

（５）長野県シニア大学

高齢者の仲間づくりと社会参加により新しい知識を習得し、生きがいある充実した暮らしを支援するため、長野県シニア大学の取り組みを支援します。

（６）シルバー人材センター

高齢者が長年培った知識・経験・技能を活かし、働くことを通じて健康で生きがいある生活を営み、活力ある地域社会づくりを促進するため、北アルプス広域シルバー人材センターへの助成を行い、就労対策、地域における人材の活用を支援します。

（７）人材育成づくり

健康で生きがいをもって暮らせるむらづくりを推進する人材を育成します。

第7章 介護保険制度の適切な運営

1 介護保険事業

【現状と課題】

急速な高齢化に伴い、「認知症」や「寝たきり」状態の、介護を必要とする高齢者がますます増加すると予測されます。介護認定者数も増加傾向にあり介護サービスの利用は年々増加していきます。高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するために、介護保険給付等の円滑な実施を計画的に行う必要があります。そのためには、介護保険給付等対象サービスを提供する体制の確保及び介護サービスが、利用者の尊厳とサービスの選択の自由が尊重されることが大切です。

【施策の展開】

○高齢者が尊厳を保持し、その人が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するため、介護給付の円滑な実施を計画的に実現するために、北アルプス広域連合第5期介護保険事業計画により施策を展開します。

【介護サービスの種類と内容】

区分	サービス種類	サービス内容
居宅サービス	訪問介護 介護予防訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や掃除・洗濯等の生活援助を行う
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が居宅を訪問し、入浴介護を行う
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な療養の補助を行う
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、機能訓練を行う
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行う
	通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター等へ通って、介護職員が入浴、食事、日常生活の介護や機能訓練を行う
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設等に通って、理学療法士等が機能訓練を、介護職員が日常生活の介護を行う
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、介護職員が入浴、食事、日常生活の介護や機能訓練を行う
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	老人保健施設等に短期入所し、理学療法士等が機能訓練を介護職員が日常生活の介護を行う
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所し、特別養護老人ホームと同程度の介護職員による介護や機能訓練を行う
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子等のレンタルが可能な福祉用具の貸与を行う
	特定福祉用具販売 介護予防特定福祉用具販売	ポータブルトイレ等の心理的にレンタルが難しい福祉用具の販売を行う

	住宅改修 介護予防住宅改修	居宅における手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な住宅改修を行う
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	認知症の人が5人から9人で共同生活を営む住居において、介護職員が日常生活の介護を行う
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人が事業所に通って、介護職員が入浴、食事、日常生活の介護や機能訓練を行う
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせて提供する
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要な人が入所し、介護職員等が必要な介護を行う
	介護老人保健施設	病状が安定し、入院治療の必要がない人が入所し、看護職員等が機能訓練や日常生活の介護を行う
	介護療養型医療施設	長期間の療養や介護を必要とする人が入院し、看護職員等が機能訓練や日常生活の介護を行う

※介護予防が付くサービスは、要支援1と要支援2の認定者が利用するサービスです。

2 基盤整備の進め方

(※北アルプス広域連合第5期介護保険事業計画「基盤整備の進め方」をそのまま掲載しています。)

(1) 北アルプス広域連合における施設等基盤整備計画

サービスの種類	サービスの内容	整備数
特別養護 老人ホーム	- 日常生活において、常に介護を必要とする人が入所して、介護職員等が、食事、入浴、排泄等の必要な介護を行うサービス - 入所後は、住所を移し、終の棲家として生活でき、また、食費や居住費の補てんが多い介護保険施設 - 入所者の平均要介護度は約4 - 多くの介護を必要とする要介護認定者が利用する施設	新設 60 床 増床 20 床
認知症対応型 共同生活介護 (整備済み)	- 認知症の方のための専用の施設において、5人から9人の共同生活を営みながら、介護職員等が、食事、入浴、レクリエーションや機能訓練等の必要な介護を行うサービス - サービスを提供しながら、認知症の進行を緩やかにする - 認知症対応型通所介護との違いは、連続した宿泊による介護サービス	大町市 18 人
認知症対応型 通所介護	- 認知症の方のための専用のデイサービスに通って、介護職員が、食事、入浴、排泄等の必要な介護を行うサービス - サービスを提供しながら、認知症の進行を緩やかにする - 認知症対応型共同生活介護との違いは、通いによる介護サービス	1 か所 8 人 1 か所 12 人

小規模多機能型 居宅介護	・介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービスを一体的に、24時間切れ間なく介護を行うサービス ・1事業所の登録定員は25名以下 ・「通い」の1日当たりの利用者は、登録定員の2分の1から15名まで ・「泊まり」の1日当たりの利用者は、通い利用者定員の3分の1から9名まで	3か所
短期入所 生活介護	・短期間、特別養護老人ホームなどの宿泊施設に入所して、介護職員等が、食事、入浴、排泄等の必要な介護を行うサービス ・サービス利用の理由は、介護者の冠婚葬祭への出席や、病気・心身の疲労、本人の希望など	20床

3 介護保険サービスの見込量と目標

※介護保険サービスの見込量と目標は、北アルプス広域連合第5期介護保険事業計画のうち、白馬村分を抜粋して掲載しています。

(1) 居宅サービス

【訪問介護】

(単位：要支援 1～2＝人/月、要介護 1～5＝回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	4	7	120	155	392	257	327	1,262
平成25年度	4	7	122	161	388	247	287	1,216
平成26年度	4	7	127	168	407	257	311	1,281
合 計	12	21	369	484	1,187	761	925	3,759

【訪問入浴介護】

(単位：回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	0	0	0	14	17	8	33	72
平成25年度	0	0	0	14	17	8	29	68
平成26年度	0	0	0	14	17	8	31	70
合 計	0	0	0	42	51	24	93	210

【訪問看護】

(単位：回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	8	2	6	13	27	27	46	129
平成25年度	8	2	6	14	27	26	41	124
平成26年度	9	2	6	14	29	27	44	131
合 計	25	6	18	41	83	80	131	384

【訪問リハビリテーション】

(単位：回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	24	15	46	44	43	1	0	173
平成25年度	24	15	49	46	43	1	0	178
平成26年度	28	15	49	48	46	1	0	187
合 計	76	45	144	138	132	3	0	538

【通所介護】

(単位：要支援 1～2＝人/月、要介護 1～5＝回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	8	13	276	183	186	85	35	786
平成25年度	8	13	281	188	185	80	31	786
平成26年度	8	14	291	198	193	85	33	822
合 計	24	40	848	569	564	250	99	2,394

【通所リハビリテーション】

(単位：要支援 1～2＝人/月、要介護 1～5＝回/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	22	8	106	82	38	35	7	298
平成25年度	21	8	108	84	37	35	6	299
平成26年度	22	8	111	89	39	35	7	311
合 計	456	24	325	2,713	114	105	20	3,757

【短期入所生活介護】

(単位：日/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	1	1	33	35	58	68	26	222
平成25年度	1	1	34	36	58	69	25	224
平成26年度	1	1	34	37	58	70	26	227
合 計	3	3	101	108	174	207	77	673

【短期入所療養介護】

(単位：日/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	0	0	26	17	28	36	19	126
平成25年度	0	0	26	17	28	36	19	126
平成26年度	0	0	26	17	28	36	19	126
合 計	0	0	78	51	84	108	57	378

【特定施設入居者生活介護】

(単位：人/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	0	0	0	0	0	0	6	6
平成25年度	0	0	0	0	0	0	7	7
平成26年度	0	0	0	0	0	0	7	7
合 計	0	0	0	0	0	0	20	20

【福祉用具貸与】

※利用回数の推計はなし

(単位：回/年)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	11	14	17	30	24	18	18	132
平成25年度	11	15	18	31	24	18	16	133
平成26年度	11	15	18	32	25	18	18	137
合 計	33	44	53	93	73	54	52	402

(2) 地域密着型サービス

【認知症対応型共同生活介護】

(単位：人/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	0	0	2	4	2	0	2	10
平成25年度	0	0	2	4	2	0	2	10
平成26年度	0	0	2	4	2	0	2	10
合 計	0	0	6	12	6	0	6	30

【認知症対応型通所介護】

(単位：日/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	0	0	6	10	9	8	15	48
平成25年度	0	0	6	11	9	7	13	46
平成26年度	0	0	6	11	10	8	14	49
合 計	0	0	18	32	28	23	42	143

【小規模多機能型居宅介護】

※利用回数の推計はなし

(単位：人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	4	0	0	0	0	0
平成25年度	4	6	7	5	3	25
平成26年度	8	6	7	5	3	25
合 計	16	12	14	10	6	50

(3) 施設サービス

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

(単位：人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成 24 年度	1	1	4	10	11	27
平成 25 年度	1	1	5	12	13	32
平成 26 年度	1	1	5	12	13	32
合 計	3	3	14	34	37	91

【介護老人保健施設】

(単位：人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成 24 年度	4	8	12	17	12	53
平成 25 年度	4	8	12	17	13	54
平成 26 年度	4	9	12	17	13	55
合 計	12	25	36	51	38	162

【介護療養型医療施設】

(単位：人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成 24 年度	0	1	0	1	4	6
平成 25 年度	0	1	0	1	4	6
平成 26 年度	0	1	0	1	4	6
合 計	0	3	0	3	12	18

(4) その他のサービス

【居宅療養管理指導】

※利用回数の推計はなし

(単位：人/月)

	要支援 1～2	要介護 1～5	合 計
平成 24 年度	1	9	10
平成 25 年度	1	10	11
平成 26 年度	1	10	11
合 計	3	29	32

【居宅介護支援】

※利用回数の推計はなし

(単位：人/月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年度	32	29	54	43	34	23	19	234
平成25年度	32	30	55	44	34	22	16	233
平成26年度	33	31	57	46	35	23	18	243
合 計	97	90	166	133	103	68	53	710

資料編

○計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
平成 24 年 1 月 24 日	第 1 回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 現計画の検証 ・ 高齢者を取り巻く現状及び高齢者実態調査の報告 ・ 計画策定方針等について協議
平成 24 年 2 月 27 日	第 2 回策定委員会 ・ 計画素案について協議
平成 24 年 3 月 5 日～19 日	計画素案の公表及び住民からの意見募集（パブリックコメント）
平成 24 年 3 月 28 日	第 3 回策定委員会 ・ 計画案について審議・決定

○白馬村高齢者福祉計画策定委員会

◎会長 ○副会長

選出区分	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	民生児童委員協議会委員	吉沢 治代	○
学識経験者	大北医師会 理事	栗田 裕二	
学識経験者	大北歯科医師会 理事	武田 進	
学識経験者	白馬村議会	太田 修	
社会福祉団体等の関係者	特別養護老人ホーム白嶺 ケアマネジャー	西澤 範昭	
社会福祉団体等の関係者	白馬メディア 事務長	丸山 徹	
社会福祉団体等の関係者	白馬村社会福祉協議会 事務局長	松澤 衛	◎
社会福祉団体等の関係者	白馬こもれび	杉山 憲治	
社会福祉団体等の関係者	ハル家	江原 貞子	H24.1.27 辞任
社会福祉団体等の関係者	白馬村ボランティア連絡協議会会長	塩島 昭次	
行政関係者	白馬村地域包括支援センター センター長	西沢 千賀子	
住民代表	老人クラブ連合会副会長	丸山 悦子	
住民代表	国保運営協議会委員	太田 穂積	
住民代表	国保運営協議会委員	松本 英子	
住民代表	国保運営協議会委員	中村 真琴	

平成24年3月28日

白馬村長 太田 紘 熙 様

白馬村社会福祉推進委員会
(白馬村高齢者福祉計画策定委員会)
会 長 松 澤 衛

白馬村高齢者福祉計画について（答申）

これから迎える超高齢社会においては、高齢者が住み慣れた地域で出来る限り自立し、尊厳のある生活を送ることができるよう、それを支える仕組みを構築していくことが極めて重要となります。

社会全体で高齢者を支えるしくみとして平成12年4月に開始した介護保険制度は、サービス利用量が増加するなど制度が社会に定着してきており、居宅サービス、施設サービス、さらに地域密着サービスの供給体制が、これまでの間において段階的に整備されてきました。

しかし、高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでなく、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、高齢者の生活を支えていくことが求められています。

このようなことを踏まえ、白馬村社会福祉推進委員会として、真に高齢者の自立支援に資するものとなるよう、白馬村高齢者福祉計画について、現場を受け持つ意見などを討議し、幅広い視点から議論を重ね答申としてまとめました。

なお、本計画の実施にあたっては、下記事項に留意していただき、白馬村がその理念となる方向に向けて取り組むことを期待しています。

記

1. 利用が受けられる各種サービスの内容については、村民に分かりやすく、かつ広く周知されたい。
2. 介護保険制度と村が行っている福祉サービスとの狭間に位置する住民のニーズに対しては柔軟に対応し、弾力的な運用を図られたい。



発行・編集
住 所

電 話
F A X
E - m a i l
U R L

白馬村役場 住民福祉課
〒399-9393
長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地
0261-72-5000
0261-72-7001
jumin@vill.hakuba.lg.jp
<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>
